

広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務
基本仕様書

令和7年8月

広島市

目次

1	業務名	3
2	業務の目的	3
3	業務内容	3
4	履行期間	3
5	履行場所	3
6	本システム概要	4
7	本システム使用者	4
8	システムの構築	5
9	構築スケジュール	9
10	システム運用・保守	9
11	業務管理	9
12	納品成果物	10
13	業務の引継ぎ	10
14	留意事項	10
15	その他	11

1 業務名

広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務

2 業務の目的

本業務は、食品ロス削減の取組みの一環として、未利用食品を有効活用するための「広島市食品寄附マッチングシステム（仮）」（以下「システム」という。）を構築し、食品の廃棄の削減を図るとともに、必要とする団体等に対して食品を効率的かつ効果的に分配することによる、貧困対策等の福祉的な支援を行うことも目的とする。

具体的には、食品寄附者（製造業者、農家、小売業者等）と食品を必要とする受取者（福祉施設、NPO 団体、フードバンク等）を適切にマッチングする仕組みを構築し、食品寄附の流通を円滑化することで、食品資源の有効活用を実現する。

3 業務内容

本システムの構築及び運用保守を行う。

4 履行期間

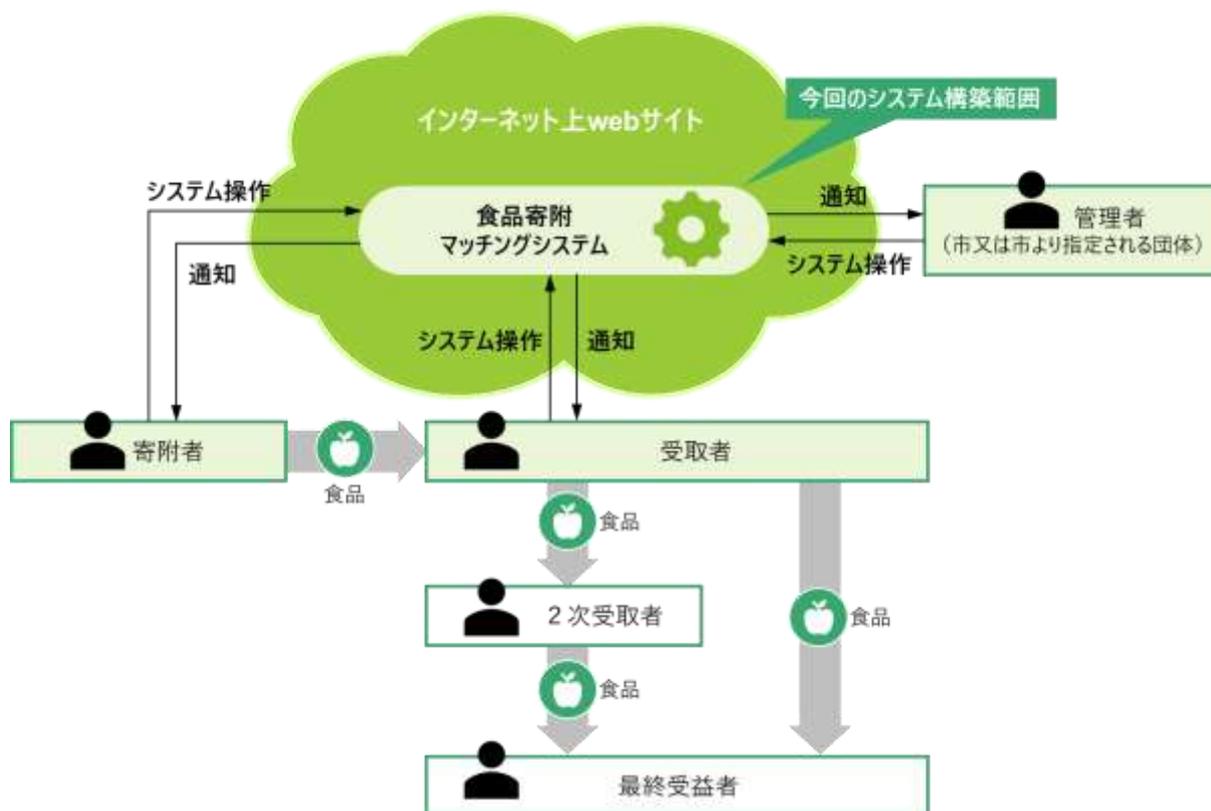
履行期間は、契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

履行内容は、令和 7 年度 システム構築、令和 8 年度～令和 9 年度 システム運用保守とする。

5 履行場所

環境局環境政策課及びその他本市が指定する場所

6 本システム概要



7 本システム使用者

本システムの使用者は、次のアからエまでの者とする。エは、本システムの直接の利用者ではないが、本システムの特長上、考慮すべき使用者とする。

ア 管理者（本システムの運営主体）

主な対象：市又は市より指定される団体

- ・システムの運営（維持管理）
- ・寄附者及び受取者（後述）における使用状況の確認

イ 寄附者（食品を寄附する者）

主な対象：食品寄附事業者

- ・寄附食品情報の登録
- ・寄附食品の指定場所での引き渡し

ウ 受取者（エに配布する者）

主な対象：フードバンク活動を行う団体（生活支援団体のほか、社会福祉協議会等を含む。）

（以下「フードバンク活動団体等」という。）

- ・寄附食品情報の閲覧、検索、寄附者への問合せ
- ・寄附食品の指定場所での受け取り
- ・最終受益者への配布
- ・配布情報の登録（報告）

- エ 2次受取者（別のフードバンク活動団体等から寄附を受けるフードバンク活動団体等）
又は最終受益者（最終的に食品又は食事を受け取る者）
- ・各受取者の運営に基づき、寄附食品を受け取る

8 システムの構築

(1) 全般的要件

ア 基本要件

- ・管理者は、寄附者及び受取者に、本システム利用のためのID及びパスワード（以下「アカウント情報」という。）を配布できること。
- ・管理者は、アカウント情報を管理できること。
- ・管理者は、本システムで扱われる情報の全体を確認及び適切に管理できること。
- ・寄附者は、寄附食品に関する情報を登録及び管理できること。
- ・受取者は、寄附者による寄附食品に関する情報の閲覧、検索、問合せができること。
- ・受取者は、寄附者に、食品配布状況等の報告ができること。
- ・本システムの使用者間で必要な情報を共有できること。また、共有できる範囲は、使用者の権限に応じて制限できること。
- ・寄附者及び受取者は、自らの団体情報のみを編集し、インターネット上のWebサイト（以下「ポータルサイト」という。）に公開できること。

イ ポータルサイト

ポータルサイトには、以下の内容を含めること。

- ・本システム及び未利用食品の寄附に関する取組の概要を掲載すること。
- ・寄附者及び受取者の団体情報を掲載すること。
- ・アカウント登録のための申請方法を案内すること。

ウ 機能要件

本システムの開発に当たっては画面構成や帳票等について、発注者によるレビューの機会を設けた上で、設計及び開発を行うこと。

(ア) ログイン機能

- ・アカウント情報の入力で、システムにログインできること。

(イ) アカウント登録機能

- ・システムにログインするためのアカウント情報の申請、承認、登録、管理ができること。
- ・使用者のアカウント情報は、使用者の分類、事業者又は団体情報等の必要な情報を入力し、申請できること。（団体情報の項目については、別途調整の上決定する。）
- ・使用者のアカウント情報は、管理者にて申請の確認後、承認することで付与できること。

(ウ) 使用者一覧機能

- ・寄附者及び受取者の団体情報を登録できること。
- ・寄附者及び受取者の団体情報を編集できること。
- ・寄附者及び受取者の団体情報を、リアルタイムにポータルサイトに反映できること。

(エ) 食品情報一覧機能

- ・寄附食品に関する情報を登録できること。

- ・ 寄附食品の配布に関する報告を登録できること。
 - ・ 寄附食品に関する台帳（受領書を含む）を発行できること。
- (オ) 通知機能
- ・ システムの利便性を考慮し、使用者へメールによる通知連絡ができること。また、通知に関する内容（タイミング・通知先等）を提案すること。
 - （例：受取者が希望する寄附食品が登録されたときに、当該食品を希望している受取者に通知する機能）
- (カ) 履歴確認機能
- ・ 過去2年以上の食品提供又は受領に関する履歴を確認できること。
- エ 各使用者の権限（使用範囲）
- (ア) 管理者権限（全範囲）
- ・ ログイン機能
 - ・ アカウント登録機能
 - ・ 使用者一覧機能
 - ・ 食品情報一覧機能
 - ・ 履歴確認機能
- (イ) 寄附者権限（一部範囲）
- ・ ログイン機能
 - ・ アカウント登録機能
 - －アカウント申請のみ
 - ・ 使用者一覧機能
 - －編集（自身の情報のみ）
 - ・ 食品情報一覧機能
 - －寄附食品の参照（自身の情報のみ）
 - －寄附食品の新規登録、削除（自身の情報のみ）
 - －寄附食品の編集（自身の情報のみ）
 - －寄附食品に関する台帳（受領書を含む）の発行（自身の情報のみ）
 - ・ 履歴確認機能（自身の情報のみ）
- (ウ) 受取者権限（一部範囲）
- ・ ログイン機能
 - ・ アカウント登録機能
 - －アカウント申請のみ
 - ・ 使用者一覧機能
 - －編集（自身の情報のみ）
 - ・ 食品情報一覧機能
 - －寄附食品の参照
 - －寄附食品の編集（自身の受取食品に関する報告のみ）
 - －寄附食品に関する台帳（受領書を含む）の発行（自身の情報のみ）
 - ・ 履歴確認機能（自身の情報のみ）
- オ システムフロー
- 本業務の目的及びシステム概要を熟慮の上で、効率的な業務運営が行えるシステムフロ

一を提案すること。なお、アカウント登録・食品寄附及び配布報告・使用者間による円滑な情報共有については、詳細に記載すること。

カ 本システムの稼働環境

本契約で準備するサーバ公開環境については、ISMAP もしくは、ISMAP-LIU クラウドサービスリスト（政府情報システムのための評価制度）に登録されたクラウドサービス（PaaS 又は IaaS を含む）を利用すること。なお、ISMAP もしくは、ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されていないサーバを利用する場合には、以下の要件を遵守すること。

- ・ 日本データセンター協会が定める「データセンターファシリティスタンダード」のティア3以上であること。

キ ドメイン名

ドメイン名に関しては、委託者と協議の上、決定すること。

ク ウェブアクセシビリティ

パソコンやスマートデバイスといった様々デバイスに対応するため、レスポンシブデザインとすること。

ケ ネットワーク要件

本システムは、インターネットからの接続において、固定 IP アドレス制限を用いて管理者向けのシステムメンテナンス機能を提供する。

また、システムへの接続においては、TLS 1.2 以上を利用するものとし、操作は Web ブラウザ上で行うものとする。

コ セキュリティ要件

- 本システムについて、機密性・完全性・可用性に配慮し、情報の漏えいや障害の発生の防止、データの消失の防止を図った構成とすること。加えて、ID やパスワードの認証に用いるデータはデータベース上で暗号化すること。
- Web アプリケーションファイアウォールを用いて、不正なアクセスを防止すること。
- 特権 ID（システムやデータへの管理権限を有する ID）は、業務上必須の場合に限り付与され、必要最小限の権限を設定すること。なお、特権 ID の利用者を特定できるよう、個人単位での発行を原則とし、共有しないこと。
- パスワードポリシーは発注者と受注者で協議の上、決定すること。
- 本システムの運用中に何らかの障害やトラブル等が発生した際に、その原因が受注者により追跡可能となるよう、各種ログを5年以上記録及び管理するとともに、必要なログを出力可能とすること。
- 不正プログラム対策として、不正プログラム対策ソフトウェアをインストールし、発注者指定の設定を行うこと。なお、不正プログラム対策ソフトウェアは受注者において用意すること。
- DDoS 防御ツール、改ざん検知ツール、侵入検知ツール等セキュリティ対策ツールを利用し、導入サービスに対し、セキュリティ対策を行うこと。なお、DDoS 攻撃や、改ざん、不正侵入、SQL インジェクション攻撃等の脅威を検知した場合には、速やかに本市に報告し、必要な対応を実施すること。

- (ク) サーバ、ネットワーク機器等の選定に当たっては、広島市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、脆弱性診断や不正アクセス防止策、コンピュータウイルス対策等のセキュリティ対策を講じること。
- (ケ) 本システムについて、OS やミドルウェア等のサポート切れとなるようなソフトウェアを用いないこと。
- (コ) 本システム及びソフトウェアにおいて、ベンダーや開発元から提供されるセキュリティパッチが公開された場合は、速やかに適用すること。なお、セキュリティパッチの適用が必要な場合、適用予定日及び影響範囲について、本市に事前に報告し、承認を得たうえで適用を実施すること。
- (カ) 本システムについて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開している「安全なウェブサイトの作り方」の内容を確認し、安全なウェブサイトを構築すること。

(参考)

「安全なウェブサイトの作り方」

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>

- (シ) 本システム構築時及び年に一度、「OWASP Top 10」に準拠した Web 脆弱性診断ツールを用いたテストを行い、その結果と、全ての検出事項について対処の要否を検討し、必要な対処を行うと共に、対処不要と判断した項目については、その根拠を明らかにした文書を提出すること。

サ 信頼性要件

システム稼働率について、保守等による点検時間を除き 99.8%を満たすことを考慮した構成であること。

シ バックアップ要件

毎日自動バックアップを行い、バックアップデータから復旧が必要な場合には、受注者が復旧を行うこと。

ス システムレスポンスに関する要件

- (ア) 表 1 の要件を満たすこと。

表 1 システムレスポンス

項目	対象件数	測定内容	速度
画面遷移	—	登録処理や操作画面の切替え時間	概ね 1 秒以内
データ入力	1 件	登録ボタン押下～ 登録完了までの時間	概ね 1 秒以内
データ照会	1 件	検索ボタン押下～ 結果表示までの時間	概ね 1 秒以内

※ローカルネットワークは 100Mbps 環境下による要件とする。

- (イ) 最大 50 台程度の端末が同時接続した場合でも上記の要件を満たすこと。なお、想定した要件を満たさない場合（ネットワーク及び利用者端末に起因するものを除く）には原因の切り分けを行い、必要な対応について発注者や関係事業者と連携し、必要な支援を行うこと。

セ 拡張性に関する要件

履行期間においてリソースの増加等により、費用負担が発生しない構成とすること。

(2) 各種テスト

ア 運用テスト

(ア) 受注者において運用テストを実施すること。

(イ) 発注者が運用テストの結果から本システムが本業務仕様に適合しないと認めるときは、速やかに機能等の見直しを行うこと。

(ウ) 利用開始後であっても、運用テスト不足と合理的に認められる場合には、必要な運用テストを実施すること。

(エ) また、その結果、本システムが本業務仕様に適合しない事実が発見されたときは、速やかに、機能等の見直しを行うこと。

(オ) ただし、機能等の見直しに当たっては、稼働中のシステムの運用に最も影響の少ない方法をもって実施すること。

イ ユーザ受入テスト

受注者は発注者が指定する職員とともにユーザ受入テストを実施すること。

ウ 報告等

受注者は各種テストの結果について、速やかに発注者に報告すること。

(3) システム操作マニュアル

受注者は、管理者、寄附者、受取者が操作を習得できるようシステム操作マニュアルを作成すること。

9 構築スケジュール

本システムは、以下の予定で導入する。

契約締結日～令和7年12月：協議、開発、各種調整等

令和8年1月：テスト環境による調整

令和8年2月：システム運用(仮稼働)開始 運営シミュレーション等

令和8年4月：システム運用開始

10 システム運用・保守

(1) 障害対応

ア 障害が発生した際は、発注者に連絡の上、速やかに復旧作業に着手すること。

イ 原因を調査し、対策等を講じた上で、本市に報告すること。

(2) 問合せ対応

本市職員からの問合せに対応すること。

11 業務管理

(1) 受注者は、業務を実施するに当たり、本業務の責任者として業務全体を十分に管理可能な者(統括責任者等)を配置すること。

(2) 本契約締結後、速やかに実施計画書、実施体制図及び実施スケジュール管理表を作成し、発注者の承認を得ること。

- (3) 実施計画書で定める管理項目及び管理手法に従って、業務の進捗、課題管理、品質管理状況等の管理等を行うとともに、発注者に適宜、報告すること。
- (4) 報告はWeb会議の利用も考慮すること。
- (5) 業務の進捗の遅れや重要な課題が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、対応方針について協議すること。

12 納品成果物

本業務における成果物は表2のとおりとする。その他、追加で提出が必要な資料等がある場合は、発注者と協議の上、対応可能な範囲で作成に協力すること。

成果物の作成に当たっては、業務の流れ図（フロー図）や画面展開ごとのハードコピー、説明項目のマークなどを使用し、視覚的にわかりやすいものとする。

受注者は提出時期までに各成果物を電子データにて納品すること。なお、データ形式、納品方法については、発注者と協議の上、決定すること。

納品後に検収を受け、発注者の承認を得ること。発注者の承認が得られない場合、受注者は速やかに修正し、発注者の承認を得ること。

表2 成果物一覧

納品成果物	提出時期
システム一式	令和8年3月末までに
実施計画書	契約締結後、速やかに
実施体制図	契約締結後、速やかに
実施スケジュール管理表	契約締結後、速やかに（内容は随時更新）
システム設計書	令和8年3月末までに
テスト計画書・テスト結果報告書	テスト実施までに・テスト実施後、速やかに
システム操作マニュアル	ユーザテストまでに
議事録	打合せや協議実施後、速やかに
業務実施報告書	各年度末までに

13 業務の引継ぎ

受注者は、本業務に係る契約が満了し、又は解除されたときは、引き継ぐべき業務の内容の詳細を記録した業務引継書を作成し、発注者に提出するとともに、十分に説明を行うこと。

14 留意事項

- (1) 受注者は、プライバシーマーク及びISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (2) 開発環境等に個人情報等を記録することがないように留意すること。
- (3) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。
- (4) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報の取扱いに十分留意し、ほかに漏洩等が行われないようにすること。また、知り得た機器構成の内容、発注者のシステムの概要、データ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わる全ての事項については発注者の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後においても同様である。
- (5) 受注者は発注者の情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守して業務を実施すること。

- (6) 受注者は、業務上個人情報を取り扱うに当たり、別紙「個人情報取扱特記事項」の定める事項に従って業務を行うこと。

15 その他

- (1) 本業務における全ての納品成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む。）及び所有権は発注者と受注者双方に帰属する。ただし、受注者において従前より保有する著作権及び所有権については、受注者単独に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、発注者と受注者双方が協議し決定することとする。